（参議院（比例代表選出）議員の選挙）

**第二条**　参議院（比例代表選出）議員の選挙における公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等については、次に掲げるとおりとする。

一～五　（略）

六　運賃等

イ　鉄道及び一般乗合旅客自動車　旅客会社全線乗車証一枚一九、七一〇円（ただし、使用資格を有する者が特別急行料金等を必要とする鉄道を利用する場合における運賃及び特別急行料金等については、特急列車等乗車用引換証一枚につき、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十六条第三項、第四項及び第八項に基づき届け出られた普通運賃及び特別急行料金等の利用日における額）

ロ　（略）

七～十　（略）

（参議院（比例代表選出）議員の選挙）

**第二条**　参議院（比例代表選出）議員の選挙における公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等については、次に掲げるとおりとする。

一～五　（略）

六　運賃等

イ　鉄道及び一般乗合旅客自動車　旅客会社全線乗車証一枚一八、九九〇円（ただし、使用資格を有する者が特別急行料金等を必要とする鉄道を利用する場合における運賃及び特別急行料金等については、特急列車等乗車用引換証一枚につき、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十六条第三項及び第四項に基づき届け出られた普通運賃及び特別急行料金等の利用日における額）

ロ　（略）

七～十　（略）

# その他告示

**○農林水産省告示第八百三十三号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年五月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （別紙２－４　さんま）<br>第１～第５　（略）<br>第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等<br>１～３　（略）<br>４　国の留保からの配分について<br>国の留保分については、１(3)に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分及び第５の２のさんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）を除く。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。<br>(1)　（略）<br>(2)　期間予測漁獲量の算出式<br>期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。<br>①　当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで<br>漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値 | （別紙２－４　さんま）<br>第１～第５　（略）<br>第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等<br>１～３　（略）<br>４　国の留保からの配分について<br>国の留保分については、１(3)に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分及び第５の２のさんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）を除く。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。<br>(1)　（略）<br>(2)　期間予測漁獲量の算出式<br>期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。<br>①　当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで　実績値 |